

「宅配便の再配達削減に向けた動画発信・WEB 記事等による啓発事業」実施業務 業務委託仕様書

1 概要

宅配便の再配達率が高い県民（学生、共働き世代）への重点的な啓発により、再配達削減に向けた行動の定着を目的とする。再配達削減に資するライフスタイルを提案する動画コンテンツを制作・発信し、動画を入口に WEB 記事及び県ウェブページへ誘導することにより、興味から実践までワンストップでつながる情報を提供する。

2 業務名

「宅配便の再配達削減に向けた動画発信・WEB 記事等による啓発事業」実施業務

3 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 委託業務の内容等

業務の内容は次のとおりとする。なお、業務の遂行にあたり、事業を円滑に進められるよう、業務全体の行程やコンテンツ制作の進め方等については、県と協議の上、実施すること。

（１）本業務におけるターゲットの設定

①学生（主に賃貸かつ単身世帯）

年代	10 代後半～20 代前半（学生）
行動・ 価値観	・月に 2～3 回程度、宅配便受取を利用しているが、3 割程度で再配達が発生している ・配達時間指定等のウェブ上の手続きに抵抗はない ・荷物を家に持って帰るのが面倒なため、自宅外での受取りは避けたい ・日中及び突発的に不在にしがちであり、意図せず発生する再配達にストレスを感じている ・セキュリティ面の不安から、置き配には抵抗がある ※過去に富山市五福地区（学生街）及び富山大学学生を対象に実施したアンケート結果を参考に記載
訴求内容	・宅配ボックスを活用することで、安心して置き配を利用でき、再配達のストレスから解放されること ・賃貸物件でも設置できる宅配ボックスがあること

②共働き世帯（主に持ち家）

年代	20～50 代
行動・ 価値観	・月に 2～4 回程度、宅配便受取を利用しているが、3 割程度で再配達が発生している

	・日時が指定できない類の荷物で再配達が発生しがち ・配達時指定等のウェブ上の手続きに抵抗はない ・仕事や子育てに多忙なため、面倒な手続きや受取方法は避ける傾向がある ・宅配ボックスに関する関心、認知度は高いが購入の費用負担等に懸念がある ※過去に高岡市野村地区（新興住宅街）で実施したアンケート及び令和7年度県政モニターアンケートの結果を参考に記載
訴求内容	・宅配ボックスの活用で、日時が指定できない荷物も受取可能で、再配達の手続きから解放されること ・比較的安価に設置できる宅配ボックスも存在すること ・自宅外でも手間なく便利に受取りができること

③ターゲットに起こしてもらいたい行動変容

本業務において、ターゲットに起こしてもらいたい行動変容は次に示すとおりとする。

行動変容	・住居形態に合わせた宅配ボックス（折り畳み型 or 据え置き型）の設置 ・宅配ボックスを備えている賃貸物件の選択 ・宅配ロッカーなど、自宅外での便利な受取方法の活用
------	--

（２）目標値（K P I）の設定

目標値（K P I）の設定

①動画広告

総視聴回数 200,000 回以上を目標とし、広告運用を行うこと。

②動画からのサイト流入数

2,000 以上を目標とし、広告運用を行うこと。

その他、本業務の目的を達成するうえで必要な目標項目や目標値がある場合は、具体的に目標値を設定し、その内容を提案書に記載すること。

（３）ターゲットに対して有効に訴求できる動画及び Web 記事等の制作

①内容

- ・ターゲットに起こしてもらいたい行動変容を促す広告クリエイティブを制作すること
- ・宅配ボックスの便利なイメージを醸成させるものとして、原則として以下の内容を含むものとする

区分	ターゲット① 学生（主に賃貸かつ一人暮らし）	ターゲット② 共働き世代（主に持ち家）
動画 （各 1 本以上）	・賃貸物件でも自宅前に設置できる種類の宅配ボックスがあること ・宅配ボックスを活用することで、安心して置き配を利用でき、再配達の手続きから解放されること	・宅配ボックスの活用で、日時が指定できない荷物も受取可能で、再配達の手続きから解放されること ・在宅で手が離せない時でも、便利に非対面で受取りができること

Web 記事またはランディングページ (1つ以上)	・宅配ボックスのある便利なライフスタイルの紹介（種類別） ・設置方法が簡便で比較的安価に設置できる宅配ボックスも存在すること ・より知りたい人向けに「県ウェブページ」で発信している情報（宅配ボックスの使用方法や種類、購入方法、補助金情報など）への閲覧誘導 ・宅配ロッカーなど、自宅外でも手間なく受取りができる方法があること
------------------------------	--

②動画の作成に関すること

- ・（１）ターゲット①及びターゲット②を対象とした動画コンテンツを各１本以上制作すること
- ・短尺動画（15 秒程度を目安）を基本とすること
- ・横長(16:9)・縦長(9:16)など、公開する媒体や、スマートフォンやPC等の視聴端末に応じた適切な画角、フォーマットで制作すること
- ・撮影及び映像の加工・編集、BGM、音声、テロップ等の挿入などの編集を行うこと
- ・完成までに発注者から複数回の内容及び修正指示の機会を設けること
- ・必要に応じて取材対象の選定、交渉、取材及びこれらに関する各種調整までを行うこと

③WEB 記事の作成・掲載等に関すること

- ・②で作成した動画視聴者の遷移先を想定した、（１）に掲げるターゲット①及びターゲット②を対象とした記事を１本以上作成すること（合計１本でも可）
- ・作成した記事については、ターゲット層の自然流入での閲覧が見込まれるWEB媒体（自社運営の地域情報発信するウェブサイトなどを想定）に掲載する、またはそれに準ずるランディングページを制作し内容を掲載すること
- ・WEB媒体もしくはランディングページでの記事掲載は、令和９年度末（令和１０年３月３１日）まで維持するものとし、その間に発生する費用等については本委託内に含めること
- ・動画広告発出期間中には、動画広告以外でWeb記事への流入が見込めるWeb上の施策を行うこと（一例：バナー等により記事に直接遷移できるようにする）
- ・記事１本につき、写真６枚以上、1,800文字以上を基本とするが、より効果的な提案を妨げるものではない。
- ・タイトルや記事構成などSEO対策に効果的となるよう、文字や構成等を工夫すること
- ・企画提案、取材、原稿作成、入稿（校正作業も含む）及びこれらに関する各種調整までを行うこと
- ・完成までに発注者から複数回の内容及び修正指示の機会を設けること

④その他

- ・取材等に係る必要経費（交通費、宿泊費、取材費、著作権使用料等）は委託料内で支払いをすること。動画等に必要なる宅配ボックス類は、受注者が手配すること。商品選定は特定業者のPRにつながらないよう商品名やメーカー名が大きく表示されないよう配慮することとし、最終的には県との協議の上、決定する。手配方法（購入・レンタル等）は問わない。
- ・取材で撮影した動画や画像（モデルを使用する場合も含む）の二次利用については、県が再

配達削減の PR を目的に使用する場合の利用を妨げないこと。なお、原則として、令和 7 年度以降も継続的に配信できる内容とすること。

(4) 受注者による広告運用

①受注者による広告運用スケジュールの作成

- ・クリエイティブ制作や、広告発信設計・設定などに関する「広告運用スケジュール」を作成し、契約締結後速やかに県に提出すること。

②情報発信コンテンツ（広告クリエイティブ）の制作

- ・(3) で制作した動画を活用すること

③広告の運用管理

- ・ターゲットに対して有効に訴求できる企画（ディスプレイ広告、検索連動型広告、動画広告等の手法）を検討し、提案すること。なお、動画コンテンツの広告（公開含む）は、YouTube または Instagram を活用することを想定している。ただし、これら以外の媒体の活用することを妨げるものではなく、より高い発信効果が見込まれる媒体がある場合は、その運用方法と併せて提案すること。また、広告運用に最低限必要な各種アカウントの運用を行うこととし、事業に際しアカウントを新設する場合は、委託期間終了後のアカウント運用について別途県と協議すること。
- ・広告期間は原則、令和 8 年 2 月の一か月間とする。なお、ほかに広告配信に効果的と考えられる時期があれば、理由を付して企画提案書に記載すること。ただし、広告を配信できる期間は契約締結の日から令和 8 年 3 月 15 日までとする。

④経費配分の目安

- ・透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告費用のうち、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- ・広告費用にかかる経費の合計が、全事業費の概ね 2 割程度とすること。

⑤効果検証に関すること

- ・本業務により配信する広告のインプレッション数、クリック数、クリック率、クリック後の行動等を閲覧者の属性（地域、性別、年代や興味関心等）ごとに適宜分析しながら、設定の見直しについて、県に協議すること。
- ・広告の運用状況及びそれに基づく分析結果、運用の見直し方法及び結果等について、広告の配信終了後、報告書としてとりまとめを行い、県に報告すること。
- ・報告の際、必要に応じて運用の見直し等についての提案を行うこと。なお、提案は理解しやすいものを必須とし、理解が難しいものは再提出を指示する。

5 成果物及び提出物

成果物は以下のとおりとする

(1) 成果報告書

(2) 制作したコンテンツの一式（動画、画像、写真、文章 等）

- ・本業務で制作、発注者に提出した納品物の所有権及び著作権は発注者に帰属するものとし、県で二次利用可能な形態でデータにて納品すること。

6 その他業務実施上の条件

- (1) 業務の実施においては、発注者に対して緊密に進捗状況等を報告、確認し、必要に応じて協議し業務を進めること。また、業務の実施にあたり業務全体の詳細な工程表を速やかに作成し発注者と協議すること。
- (2) 受注者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受注者が負うこと。
- (3) 本仕様書に明示のない事項、又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- (4) 本仕様書はプロポーザル用であり、事業内容については、今後変更の可能性がある。